

兵庫県地域福祉支援計画について

1 概 要

(1) 策定根拠

社会福祉法において、市町村は「地域福祉計画」(107 条)を、都道府県は「地域福祉支援計画」(108 条)を策定するよう規定

(2) 地域福祉支援計画の役割

- ① 市町が目指すべき地域福祉の基本的方針を定める計画
- ② 市町における地域福祉の取組の差異を確認し、全県的に地域福祉の向上を目指すためのガイドライン
- ③ 地域の実情に応じた包括的な相談支援体制の構築など市町の地域福祉推進の仕組みづくりを具体的に示す計画
- ④ 市町の地域福祉を推進するため、地域を運営する人材の育成や地域づくり活動の活性化、包括的な相談支援体制の構築、未策定市町に対する支援など県として必要な支援策を示す計画
- ⑤ 地域福祉推進に向けた地域住民、地域団体、ボランティアグループ、NPO 法人、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政等の基本的な役割や連携のあり方を示す計画

(3) 改定の変遷

○第 1 期計画(計画期間 H16～20)

- ・兵庫県社会福祉審議会特別委員会(会長:辻寛(兵庫県社会福祉協議会長))

○第 2 期計画(計画期間 H21～25)

- ・兵庫県社会福祉審議会小委員会(座長:松原一郎(関西大学教授))
- ・地域福祉支援計画策定作業部会(部会長:松澤賢治(流通科学大学准教授))

○第 3 期計画(H26～30)

- ・兵庫県社会福祉審議会小委員会(座長:松原一郎(関西大学教授))
- ・地域福祉支援計画策定作業部会(部会長:藤井博志(関西学院大学教授))

2 第 4 期計画策定の考え方

地域社会を取り巻く情勢の変化(社会的孤立の深刻化、住民が抱える課題の複合化等)、地域福祉政策の動向(「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」の制定、社会福祉法の改正等)等を踏まえた見直しを行う。

3 第4期計画の審議体制

兵庫県社会福祉審議会に小委員会を設置し、本委員会での審議を経て策定する。

また、小委員会のもとに、学識者、県市町社協等の実務者、地域活動の実践者、行政職員等で構成する作業部会を設置し、計画の素案を検討する。

(1) 社会福祉審議会小委員会の設置

○設置趣旨

兵庫県地域福祉支援計画の改定に際し、兵庫県社会福祉審議会のもとで検討協議を行うため、社会福祉審議会小委員会を設置する。

○役割

第4期地域福祉支援計画の審議・策定

○構成員

別紙名簿のとおり

○開催回数 2回程度

(2) 地域福祉支援計画作業部会の設置

○設置趣旨

兵庫県地域福祉支援計画の改定に際し、福祉活動や地域づくり活動等の実践者の視点で検討を行うことを目的に、社会福祉審議会のもと地域福祉支援計画策定作業部会を設置する。

○役割

第4期地域福祉支援計画の素案作成

○構成員

別紙名簿のとおり

○開催回数 4回

4 改定時期

平成31年3月（予定）